

## ご自宅に届いていませんか？ 「ねんきん定期便」

お問い合わせ ☎  
年金班 043-223-4116

毎年1回、誕生月の末頃に組合員の皆さまへ「ねんきん定期便」をお送りしています。この通知は、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としており、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報を記載しています。節目年齢(35歳、45歳及び59歳)の方には封書形式で、それ以外の年齢の方ははがき形式で送付します。表示内容は下表の通りです。

	封書形式で送付		はがき形式で送付	
	35歳・45歳	59歳	50歳未満	50歳以上
①これまでの年金加入期間	○	○	○	○
②これまでの年金加入履歴	○	○		
③これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況	○	○		
④これまでの国民年金保険料の納付状況※	○	○		
⑤老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額)			○	
⑥(参考)これまでの保険料納付額(累計額)	○	○	○	
⑦これまでの加入実績に応じた年金額	○			○
⑧最近の国民年金(第1号・第3号)納付状況・厚生年金保険の月別状況			○	○

※国民年金の加入履歴がある方のみ通知しています。

## 組合員証① 被扶養者の認定取消 ～手続きが遅れると医療費返還が生じることも～

お問い合わせ ☎  
給付班 043-223-4118

ご家族の就職、進学、転居…春は生活環境がガラリと変わるシーズンです。ご家族が下表の事由により認定要件を欠くこととなった場合は、速やかに所属を通じて認定取消の手続きを行ってください。認定取消日は、事由発生日まで遡ることになります。

なお、取消日以降に被扶養者証を使用して診療を受けた場合には、当共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

扶養手当終了	○扶養手当の支給が取消又は終了したとき 【※注1、2】 【※注1】22歳の年度未到来により扶養手当の支給が終了となったが、学生・アルバイト・無職等で、年間収入が130万円未満の場合の特別認定は検認時に行います。 【※注2】障害年金受給者・60歳以上の公的年金受給者で、年間収入が180万円未満の場合の特別認定は、事実発生後速やかに申請願います。
収入増	年間収入が130万円以上ある(見込まれる)とき (障害年金受給者または60歳以上で公的年金受給者は180万円以上) ○パート・アルバイト等の収入が3ヶ月続けて108,334円以上であったとき ○雇用保険を月額3,612円以上受給したとき
扶養替	○子供の扶養など他の扶養義務者と共同扶養の場合で、双方の年間の収入を比較し、他の扶養義務者の収入が組合員より1割以上多かったとき(他の扶養義務者が公立学校共済組合員の場合は除く) ○結婚、離婚、養子縁組など
別居	○義父母・伯叔父母・甥姪など、同居を条件とする被扶養者が別居したとき ○別居している被扶養者に対しての送金が確認できないとき (別居世帯の収入の2分の1以上の金額を送金していることが必要)
就職	○健康保険や社会保険、共済組合等に加入したとき ○健康保険等への加入はないが、月額108,334円以上の収入を得ることが明らかとなるとき

## 治療用装具購入時における 療養費請求の手続きが変更になります！

お問い合わせ ☎  
給付班 043-223-4118

治療用装具購入時における療養費請求手続きの際、請求書の添付書類について下記のとおり追加が必要となりました。

医師の同意書(項目追加)	装具の装着を確認した年月日
補装具作成業者の領収書(項目追加)	オーダーメイド又は既製品の別(既成品の場合は既製品名)、装具を取り扱った義肢装具士の氏名
写真の添付	靴型装具を購入した場合のみ

▶ 詳細については公立学校共済組合千葉支部ホームページ、事務担当者ページ内短期給付の手引き「療養費・家族療養費」に掲載しています。